

カナダ製高級毛皮輸入販売
ヨーロッパ製有名ブランドバック販売
ドイツ最高級羽毛布団輸入販売

**有限会社 ハーン・トレ
ーディング・カンパニー**

代表取締役 李 博
(横浜教会々員)

〒236 横浜市金沢区並木2丁目7-6-402
TEL (045) 785-5140

第二回神学生研修会開かる 「在日教会の伝道者となる」

去る三月五日(日)、大阪KCCにおいて、総会神学委員会主催による第二回神学生研修会が開かれた。神学生九名が参加し、プログラムは、神学委員会委員長李仁夏牧師の開会礼拝をもって始められた。一日目は、在日教会の歴史と、神学関係の講義があった。以下講義の内容を要約すると、古代から江戸時代までを

とよめる、民族的アイデンティティの回復を強調された。そして古代から近代までの韓国の歴史は、キリスト教の伝道と密着して、渡人による伝道、焼物、馬文化、大学制度、仏教文化などの影響を受けた。そして、秀吉の朝鮮侵略を除いた四〇〇年以上の交際関係があった歴史的事実、さらに交際から征韓論に至る歴史を講義された。

二日目は、午前中、李仁夏牧師によるKCCJの歴史・洪水、其の総会長によるKCCJの伝道の展望について、午後からは日本最大の同胞密着地域である生野区、KCCJ周辺の同胞の生活実態を現場研修し、ヘップ・サ



大阪KCCで行われた第2回神学生研修会

在日における伝道者として —神学生研修会を終えて—

徐 貞 順

この研修会を通して与えられた、いくつかの問題意識を整理しながら、テーマについて述べてみたい。

私は、修論においてKCCJの歴史を追いつつ、また、この研修会での講義を通して考えさせられたのは、民族と教会についてであった。それは、民族教会としてのKCCJ、普遍的教会としてのKCCJというものを問うこともあった。言いかえれば、在日同胞神学の課題

について考えることもある。そこから主に、民族教会のアイデンティティという点、人間解放の神学という点について若干ふれてみたい。

日本生れの在日二世・三世が、在日同胞の半数以上を占めるようになった現在、国語が出来ないために説教が分らない、福音がききとれないという悩みを持つようになった。これは、度々、私たちの教会が、日本キリスト教団への合同を強制された時、日本語の使用という受難の中で、説教が日本語から福音の喜びにあずかれない、と嘆いた教員たちと逆の状態に陥っている。とりあえず、同時通訳や韓国語の説教をすることによって、韓国語の地味にある「教会は日本の地にある」という言葉と「教会は日本の地にある」という言葉とを同時に持つことが、たおれるかの生命線となるのである。

KCCJの歴史をみると、一貫して貧しい同胞たち、差別、偏見の日本社会の中での、マイノリティとしての同胞に対する福音の伝道者であり続けたことが分る。一九三〇年代の宣教師の報告を見ると、以前には日本の着物を着て日本人のようにふるまうことで自分が朝鮮人であることを隠していたが、今まで始めると朝鮮的習慣をそのまま表示し、仲間と区別を付けている。仲間との

の礼拝に初めて参加した時、母国語の説教、賛美歌、祈りの声に目を丸くした。そこは、彼にとっては「日本」ではなく、まさに「祖国」であった。そこには、民族、祖国を想起させるものとしての、国語礼拝の意味がある。また、KCCJのある牧師は、礼拝の生活化つまり礼拝が真実の一週間の生活の霊肉の糧を養うものとなる時、それは、国語が日常の中へ持ち込まれることを可能にするのではないかと語られる。

KCCJが国語を保持することとは、民族のアイデンティティを保持することに直結する。それは、在日同胞が、異国の地で「寄留の民」として生きることを、在日同胞が保証しなくてはならない。

KCCJの歴史をみると、一貫して貧しい同胞たち、差別、偏見の日本社会の中での、マイノリティとしての同胞に対する福音の伝道者であり続けたことが分る。一九三〇年代の宣教師の報告を見ると、以前には日本の着物を着て日本人のようにふるまうことで自分が朝鮮人であることを隠していたが、今まで始めると朝鮮的習慣をそのまま表示し、仲間と区別を付けている。仲間との

白人(抑圧者)―黒人(被抑圧者)という図式となり、そこには黒人の解放という点に注目が集まる。これは「黒」が「白」に劣るという価値観に対する抵抗の象徴である。黒であることが絶対的な規範ではない。黒であることが絶対的な規範ではない。黒であることが絶対的な規範ではない。

日曜学校、バイブルクラスを通じて、そういう状況の変化を伝えている。五十年経たずとも同じような証を聞く。着物を着て日本人の如く生きてきたと。

KCCJは、日本での伝道を始めた時から、本国における独立運動の担い手であった教会、クリスチャンと差別、偏見との闘いにおいて運動していたといえるかもしれない。それは、人間の全人格的救済、時空を超えた永遠の救済を宣教師の教会としての当然の在り方であったといえる。これは現在も同じである。この地平の中で、たとえば指紋問題、地域活動、差別問題との闘いを見ていく必要がある。

そういう意味で、抑圧差別といったモノ・コト・シチュエーションの出エントを果たすモノ・コト・シチュエーションの役割を、KCCJの伝道者が担うという自覚を持つと同時に、神へのおそれと罪の悔い改めを生活の座としてゆくことを、宣べ伝える使命を果たさなければならぬ。主イエスをキリストと信ずる者は十字架の歩みを武装し、復活の希望に燃えて伝道できるはずだからである。

십자가의 고난과 부활

빌리보 1:20~30

西宮教会牧師 金 得 三

説 教



예수님의 일생을 배울때에 우리는 자기 주위의 세계에 다가가기를 전하며 동화시키지 아니하셨다. 예수님은 십자가에 매달리기까지 자기의 위치를 끝까지 지켰다. 만일 예수님이 자기를 적당하게 조화시키거나 동화시켰다면 그의 십자가는 없었을 것이요 그의 부활도 없었을 것이다. 언제나 철저한 자기를 버리고 자기고 나감으로써이 세상을 책임질수 있었고 고난과 죽음과 부활을 통하여 영생을 얻을수가 있었다. 이 예수님을 배우는 그리스도인과 교회의 책임적인 삶은 계속 가운데서 자기의 특수를 유지하면서 이 세상을 책임져야 한다. 이것이 기독교의 참된 세속화이다. 승복을 입고 교회 사회(寺院) 속에 머물러 있으면 자기 의 동행자를 유지하는 것이 쉽지만 승복을 벗고 이 세상에 들어가서 세속인과 같은 차원으로 자기의 동행자를 유지한다는것은 어려운데 있다. 우리 인간의 사회는 정치적부자유 경제적불평등 사

회적인불평등 그 속에서 허덕이고 있는 인간들의 비참한모습이 눈에 서린다. 의롭고 선한 사람이 오히려 고통과 억울함을 당하는 대신 승복과 화에 아첨해 능한자가 행복하게 보이는 현실의 모순을나는 피로워한다. 그래서 만일 하나님은 살아계시고 의로우시다면 세계가 어찌 이러하 있는나?는 영민들의 조상들의 물음은 신정(神의正義)에 대한물음을 제기(提起)할수없다. 예수님은 이물음을 당면하기 위하여「사탄아 물러가라」고 제자 베드로의 손길을 뿌리치고 십자가를지셨다. 그리고 부활하시후「너희는 가서 모든 민족으로 제자를 삼아 아버지와 아들과 성령의 이름으로 세례를 주고 내가 너희에게 명한 모든것을 가르쳐 지키게하라. 보라 내가 세상끝날까지 함께 너희와 함께 있겠다」(마태28:19,20)는 불후의 명저를 하셨다. 그러나 세상은 무섭다. 죄악의 세력의원 악마의 유혹은 너무도 강하고 교묘하고 두렵다. 예수님은 다시「두려워 하지말라 보라 내가 세상을 이겼노라」고 하시며, 나를 우리를 부르시며 재촉하시다. 이말씀은 세상으로돌아가라, 세상을 책임지라는것이다. 이것은 하나님앞에서는 이세상을 책임지며 이세상을에서하는 하나님을 책임진다는 뜻이 아닌가? 예수님을 따르는 우리는 이세상의 현실을 회피하거나 포기해서는 안된다. 오히려 세상의 현실, 한가운데에서 하나님의 의로우심을 정복하며 위대함을 추구하여야 된다. 하나님의 피조물이 당하는 고통을 함께 괴로와하면서 이세상을 연대 책임져야 한다. 또한 하나님을 책임져야 한다. 왜, 이세상은 하나님에 의존한 세계요, 예수님의 십자가는 이세상을 온유함을 위한 것이기 때문이다.

그리스도인의 책임적인 삶은 예수그리스도의 십자가와 부활에 근거한다. 왜냐하면그리스도인은 예수그리스도에게서 새로운 생명과 새로운세

계를 얻었으며, 이제 우리는 예수그리스도의 것으로써 그의 십자가와 부활의 사건에 참여하도록 부르심과 보냄을 받았기 때문이다. 이러한 그리스도인의 책임적인 삶을말하자면 우리는 신앙의 근거를 상실하고 사회주의자나 유대니스트로 전락되고 말것이다. 그리스도인은 자기들이 세상으로부터 분리될수 없다. 오히려 예수그리스도의고난에 참여하여 이세계를 책임지고 함께 고통을 당해야 한다. 그러나 그리스도인은이 사회에 동화되거나 흡수되어서도 안된다. 따라서 교회도 이세상으로부터 분리될수 없고 동화될수 없다. 이세상으로부터 분리된 교회, 동화된 교회는 예수그리스도의교회라 될수 없다. 그리스도인은 교회로서 그의 위치를 굳게 지키야 한다. 세속화는 그의 그리스도인과 교회가 이세상에 있는 것을 모방하여 이세상에 화시키지않도록 하지 말고, 단배만 으니까 우리도 먹는다는 것이 기독교의 세속화가 아니다. 이러한 사고방식은 기독교의 타락을 초래할 뿐이다. 참된 세속화는 그리스도인과 교회가 자기의 위치에 서서 자기나를의 방법을 지키면서 이세상을 책임지는것이다. 하늘의 영광을 버리고 사람의 몸을 입으신 예수그리스도는 모든 어려움과 유혹과 고난속에서도 죽음에서 살아남으셨다. 그래서 세

계를 얻었으며, 이제 우리는 예수그리스도의 것으로써 그의 십자가와 부활의 사건에 참여하도록 부르심과 보냄을 받았기 때문이다. 이러한 그리스도인의 책임적인 삶을말하자면 우리는 신앙의 근거를 상실하고 사회주의자나 유대니스트로 전락되고 말것이다. 그리스도인은 자기들이 세상으로부터 분리될수 없다. 오히려 예수그리스도의고난에 참여하여 이세계를 책임지고 함께 고통을 당해야 한다. 그러나 그리스도인은이 사회에 동화되거나 흡수되어서도 안된다. 따라서 교회도 이세상으로부터 분리될수 없고 동화될수 없다. 이세상으로부터 분리된 교회, 동화된 교회는 예수그리스도의교회라 될수 없다. 그리스도인은 교회로서 그의 위치를 굳게 지키야 한다. 세속화는 그의 그리스도인과 교회가 이세상에 있는 것을 모방하여 이세상에 화시키지않도록 하지 말고, 단배만 으니까 우리도 먹는다는 것이 기독교의 세속화가 아니다. 이러한 사고방식은 기독교의 타락을 초래할 뿐이다. 참된 세속화는 그리스도인과 교회가 자기의 위치에 서서 자기나를의 방법을 지키면서 이세상을 책임지는것이다. 하늘의 영광을 버리고 사람의 몸을 입으신 예수그리스도는 모든 어려움과 유혹과 고난속에서도 죽음에서 살아남으셨다. 그래서 세

〈電々公社認定〉
構内交換機・ボタン電話
松下通信工業(株)専売代行店
(株)ナカヨ通信機特約店
東亜特殊電機(株)特約店

株式会社 高德通信工業
代表取締役 李 建 豪
(名古屋教会 長老)

〒490-11 愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336
電話名古屋<052>431-3156(代)

尾頭センター 株式会社
名古屋市中川区尾頭橋通2-16
電話(052)331-1222~3番

代表者 金 京 秋
自宅 大阪市東成区東小橋3-4-12
電話(06)981-2980番

代表者 姜 南 中
自宅 大阪市東成区東今里2-2-8
電話(06)976-4937番

食肉加工・惣菜製造・食品輸入

株式会社 高山食品

名誉会長 元 洪 植 (福岡教会長老)
代表取締役 元 昭 三 (福岡教会執事)

本社 福岡市博多区東那珂3丁目9-26
〒816 電話(092)461-0055(代)

営業所 神戸市中央区国香通4-1-2新大国ビル702
〒651 電話(078)242-4018

宣教協約調印式人さ

在日大韓基督教教会總會

總會 會長 洪 永 其

（一）
今日、在日大韓基督教教会總會と日本基督教教会との歴史の調印式を、衷心より歓迎する。これは、二つの異なる文化、異なる歴史、異なる宗教の間に、平和と理解の橋を架ける重要な一歩である。宣教協約の調印は、単なる宗教的儀式ではなく、人々の心と心を結ぶ行為である。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

（二）
宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

（三）
宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

（四）
宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

（五）
宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

日本語訳

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

宣教協約の調印は、在日大韓基督教教会と日本基督教教会の歴史を振り返る機会である。私たちは、過去の苦難と悲劇を思い出し、互いの苦しみと痛みを分かち合う。同時に、互いの信仰と希望を認め、互いの平和と繁栄を祈る。宣教協約の調印は、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。私たちは、この協約を通じて、互いの文化と歴史を尊重し、互いの信仰を認め、互いの平和と繁栄を祈ることを誓う。

博宝工業株式会社

代表取締役 沈 栄 吉
(福岡教会 執事)

〒812 福岡市博多区大博町13-22
TEL 092-271-2126 番

製銅原料・非鉄金属

武本商会

代表者 裴 基 秀
(宇部教会 長老)

〒759-20 宇部市厚南区中野三之割十区
電話 0836(41)1768

愛三産業株式会社

済州カントリークラブ

代表取締役 白 昌 鎬
(東京教会 按手執事)

本社 〒130 東京都墨田区江東橋4丁目
6番4号 ホワイトビル
電話 (03) 633-7477 (代表)

指紋捺捺拒否裁判における

意見陳述書

(終)

崔 善 愛

ピアノによって、表現できる
というところは、精神衛生上、と
ても良かったようです。私は、
ピアノを弾いて弾くことが、
自分に自信をもつ、自信を回復
する一つの手段でもあったよ
うです。外の冷たい風に当たっ
た後、私をあたためてくれたも
しました。

そして、一九七九年、愛知県
立芸大ピアノ科に進学しました。

大学では、二年間寮に入りま
した。入ってまもなく、寮監に
新入生はさくそく住民票を移す
ようにとの指示がありました。
それで九州に帰省して、区役所
に、移したいと届けました。

学生で、親元がこちらにあれば
移さなくても良いと云われ、大
学の学生課にも、そのように話
しました。

それで、学生である今も、住
所は小倉で、居所が、愛知郡に
なっています。
大学の寮では、二人部屋と四
人部屋があり、先輩、後輩が、
共に生活していました。寮のあ
る後輩が、知り合って半年程経
って、夜中、いつもよくいろ
ろと話していたのですが、ある
夜、「ロイスさんは、イイですね
エ」と云われ、何か尋常でない
様子だったので、「何かあったの
、どうしたの」といっても、必死
で、「云うまいと、出かけるもの

を殺すような顔をしていました。
私も無理に聞かない方が良さそ
うだと思い、あえて黙っている
と、「こんな事、云ったら、どう
しよう」と青ざめています。そ
して、「云うのは悪いけど、と云
った後、私、部落出身なんよ」と
とポツンと言いました。私はそ
の言葉の重みよりも、彼女の面
持ちに、絶句しました。

そして、ロイスさんは、朝鮮
人である事を人に云えるから、
良い、うらやましいと云われま
した。私は同じ日本人に、話す
ことも出来ない部落出身なんよ
、といった。

きつと彼女は、私が、朝鮮人
であるために、受け入れられな
い事があると話すのを聞いて、
部落出身と人に話さない自分よ
りも良いのではないかとこの衝
動にかられ、私にうちあげたの
でした。彼女は、両親に、部
落出身である事を人に話せば、
人は手のひらをかえしたように
変わるから、人つきあっても
話さず、人を信じるなと、小さ
いころから、云われつづけたそ
うです。

なぜ、部落などという言葉が、
昔から今もなお生きているとい
うのでしょうか。私は、それを
受け継いで来た人に、怒りを覚
えるし、責任をとってほしいと
云いたい気持ちです。



善 愛

差別される人は、いつも弱い
立場の間で、弱い立場のため
に、強いことも云えず、どんど
ん追いやられていくのに、権力
をもった立場の強い人は、その
弱者の心のいたみも知らずに、
自分たちの感覚で弱者をかえり
みようとしないのでは、な
いでしょうか。

本場の平和は、弱い者の為
に、弱い者中心の政治こそが、
平和につながるのでは、ないで
しょうか。その平和を維持させ
るのが、警察であり、検察庁で
あり、裁判所でもあるのではな
いでしょうか。取りしめるべき
は、弱者ではなく、強い者であ
るべきです。被害者に立つべき
は、私ではなく、外国人登録法
を制定した日本の政府であるべ
きです。

大学の四年の時、NHK-F
Mの「夕べのひととき」とい
う番組に、ピアノソロで出演す
ることになりました。録音を終え
私は、名前をチェンエと正し
く呼んでもらうように、念をお
したところ、快く応じて下さい
ました。がしかし数日後、やは
り、チェンエとは原語読み出
来ないと電話がありました。私
は、自分の演奏が、電波に乗
るという喜びが、一瞬にして消
えてゆくようで、泣けてしまっ
た。屈辱感には慣れていたつもり
の私も、NHKという社会のカー
に、うちのめされそうになりま
した。

チェンエと名のことで、
放送出来ないなんて事が、あつ
ても良いと思いませんか。
私は、悔しいやら悲しいやら、
こらえきれない思いで、胸が、
いっぱいでした。
どう立ちうちしてよいのか、
途方に暮れて、私は、NHKの
担当の人、NHKの社の方針
を自分も知らなかった。原語読
みは出来ない、録音後に、云
われ、自分も驚いたと云ってま
ります。

私は、サイ・センアイと
呼ばれても、顔も見えないラジ
オで、誰も私だとは思わな
い。私も、自分だとは思わな
い。そして今、小さい頃から憂
うつな思いで、名前を正し
く読んでもらって来た苦勞を涙
ながらに話しました。担当の方
は、理解されたようで、芸術の
分野の特例として、語してみよ
うということになり、結局、チ
ェンエで放送されました。し
かし、このことは、芸術の分野
だから、許されたようで、一般
の社会面では許されないそう
です。あくまで、特例として、許
されたわけですね。

話は、前後しますが、これ
から、指紋捺捺を拒否した頃
のお話をします。
一九八〇年、大学二年の一二
月に、登録の切り替えをしなけ
ればならないことは気になつて
いました。冬休みには帰るの
で、その時に手続きをすれば、
よいだろうと思っていました。
冬休み、二月二〇日(日)に、
小倉に帰って私は初めて、妹に
押す指紋の意志が、あること
を聞きしました。妹が、拒否す
るのに、私達家族は、どう協力し
ていこうかと、話し合いました。
私は、妹の決意を聞いていたう
ちに、日本の社会からうける屈
辱に、慣れてしまひ、それを、
受けついでいこうとしていた自
分に、気がつかれました。

大学の後輩が、同問題で、
苦しみに接した時の怒りを、今
度は、自分の妹に、ぶつけられ
たようでした。
私達が、この差別を、甘んじ
てうけていくことが、これから
の子供達に、きつと、もっと深
い傷を残していくことだとい
うことに気づいたのです。

しかし、拒否することは、相
当な勇気がいりました。これか
らの人生の計画が、くずれてい
くのではないかと不安で、
今も、いつ、どうなつていくの
か、不安定な思いで毎日をすご
しています。

でも、私が指紋を押すことで、
社会に何も云わずに、黙ってい
たら、これからの自分は、又、
その苦しみを背おってゆく、く
りかえしをしてしまうことにな
ります。

判断して下さい。

私は、今もまだ、知らな
いことの方が多く、自分の国の
現状も、在日の現状も、まだま
だ、知りません。
ですから、意見陳述できる程
ななく、生きてきていませんし、
今は、自分の生きざまをふりか
えるよりも、今、生きざまをつ
くっている途中で、自分を確立
するの、一生懸命、前向きに、
どう生きていこうか考えている
時で、とても、裁判で闘うとい
うより、私は、まだ個の確立の
途中なのです。しかし、前向き
に進もうとする私に、学校を休
み、こうして、法廷で、闘うに
は、若すぎる、はやすぎるので
はないでしょうか。

本場に、これは、はやすぎる
自叙伝なのです。今は、もっと、
自分の勉強がしたいのです。で
すから、裁判になるには、とて
も抵抗もあり、勇気と決意がい
りました。
大学院もあと一年残され、修
士論文、修士論文とひかえ、私
は、自分が、どこまで、やれる
か、挑戦している時に、とても
負担です。ですから、罪金刑も
考えました。これから留学した
り、社会に出ようとしている私
に、裁判が、起されれば、それ
でなくても、権利が、再入国と
いい、尚一層、おいこめられる
ことは、わかっていましたから、
しかし、罪金刑に比べれば、
今までは、迷い、悩んで拒否した
事が私に朝鮮人の罪として、
認めることになり、その方が、
勇気がいりました。それで、や
むをえず、いろんな代償を払っ
て、私は被告席に立っています。
それは、私のための代償では
なく、日本の正義をつくるため
の代償なのです。

最後に、私は神の前では罪人
だと思っています。人を憎んだ
り、うらやんだり、とても善良
なだけの完全な人間ではありませんが、
それが、それです。それは神に
裁かれても、人に裁かれるよう
なことは何もしません。
指紋捺捺を拒否したこと、
神が私を裁かれるとは思えない
し、神が裁かれないものを、ど
うして人が裁くことができるで
しょうか。

私は、前に述べた、差別を受け
ついで来た人に責任をとってほ
しいと思った怒りを今度は、自
分が、何十年か後に、生まれて
くる子供達に、云われる事だと
思いました。
私が、朝鮮人として強い意識
と誇りをもった両親に育てられ
ながらも、小学校の頃まで、朝
鮮人でありたくない、とても
不安な思いに、ゆがんだ思いを、
どれだけ、ご存じでしょうか。
どれだけ、在日朝鮮人の現状と
悩みを知って、犯罪がおされは
「やっぱり朝鮮人」というので
しょうか。

一般の人は、追ひこんでいる
事態を知らずに、出てきた犯罪
だけをみて、差別します。
法は、親のようなもので、市
民は子供のようなものだと思
うのです。
子供を守り導くものが、親で
あるなら、法は、市民の導き手
とならなくてはなりません。
こういう差別的な法を、悪法
も法のうちと許すことは、親の
もつ差別を、子供に教えるよう
なもので、親が、法が、なおら
ないかぎり、指紋ををえられる
ような朝鮮人として、人は、私
達を、見つけるでしょう。

悪いことをした子供だけを責
めて、その親は、それに、おい
やつたことを、みえようとし
ていないのではないですか。
子供は、弱く、無知ですから、
私の小学校の頃のように、なぜ
自分がこんなに卑屈になるのか
ひがむのか、わからないのです。
子供に、分別をつけさせるの
は、親です。その親に、差別を
なくそうという気持ちがなければ、
その親の示すお手本は、身
障者を見れば、さけ、部落には
近づかないようにと、子供に注
意する親になるでしょう。

法が、差別を正す姿勢をとら
ない限り、人は、それをお手
本のよう、くりかえし差別の
歴史を生み出すことに、なるの
ではないでしょうか。
この裁判が、人に与える影響
は、大きく、この判決が、人の
常識をつくりかえます。

朝鮮人とは、どんなものかを、
人に知らせます。責任をもって、
判断して下さい。

宗教学法人在日大韓基督教
福岡教会 設立公告

このたび下記のとおり、宗教学法による
宗教学法人在日大韓基督教福岡教会を設立する
ことになりましたので、同法第十二条三項の
規定により公告します。
一九八四年三月二十日
事務所 福岡市博多区千代五十五番二十一
名称 在日大韓基督教福岡教会
設立代表者 李 聖 柱
当教会信徒及び利害関係者 各位

参 考

- (1)この教会は、在日大韓基督教総会の教
憲教規及び同教会の定めるところに従っ
て、広くキリストの福音を宣べ伝え、人
人をして神の恩寵にあずからせ、礼拝儀
式及び行事を行ない、信徒を教化育成す
ると共にそのために必要な業務を行なう
ことを目的とする。
 - (2)福岡市博多区千代五十五番二十一号に
事務所を置く。
 - (3)在日大韓基督教福岡教会と称する。
- 右記の主旨のもとに、一九八四年一月十日
福岡教会の全員の決議により、宗教学法人在日
大韓基督教福岡教会として登録することを公
告します。

《電化のコンサルタント》

ヨブヤ電器店

□兵庫県電通商連サービス指定

- ナショナル・三菱・ソニー・パイオニア
家電品販売、サービス
- 冷暖房据付工事一式●電気配線工事一式

本店：宝塚市川西5-12-10 ☎0797-86-0305

代 表 李 正 男
(北部教会 長老)

〈手造り10年の実績〉

土地・分譲住宅・建築設計・施工

建設業者許可番号大阪府知事(般54)第19580
宅建免許番号大阪府知事⑤第6014

三喜建設株式会社

代表取締役 鄭 且 聲
(大阪教会長老)

本社ビル 大阪府守口市竜田通1丁目13番地
電話 (06) 991-3222(代)

(KCPチエン・エアポートイワイ)

聖 和 商 事

タイ王室に果実納品(14年間継続中)
大阪国際航空全機内食果実納品

代 表 者 禹 永 吉
(武庫川教会長老)

大阪府池田市空港1-7-15(大阪国際空港前)
TEL (店) 06-843-0816
TEL (自) 06-855-3865

大 道 商 事

金 道 子
(船橋教会 執事)

千葉県村田町 665-5
電話 0472 (61) 3819 (63) 7676